

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月31日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第14号

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

「図書課

「図書課

第5条第1項中 「業務係」 を 「業務係」 に改める。

図書係

図書係」

新中央図書館建設構想推進室」

第8条第1項第7号を次のように改める。

(7) 新中央図書館の基本計画の策定に関する事項（中央図書館のみ）。

第8条第1項に次の1号を加える。

(8) 右京中央図書館の基本計画の策定、建設及び開設の準備に関する事項（中央図書館のみ）。

第8条第2項中「、新中央図書館建設構想推進室」を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）